

役員報酬及び退職（退任） 功労金規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人ユーアイ二十一の役員等への報酬及び退職（退任）功労金の支給に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本規程でいう役員は、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

（役員等報酬の支給の原則）

第3条 役員等には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。但し、役員等が理事会及び評議員会に出席した場合及び監事が監査を実施した場合は、別に定める基準以内で出席報酬を支払う場合がある。

2 役員等報酬の報酬額は評議員会の議決による。

（理事会及び評議員会の出席報酬額）

第4条 役員が理事会又は評議員会に出席したときの報酬は、日額 10,000 円以内とする。但し、同日に併せて法人業務に従事したのものには、これを支払わないものとする。

2 各種監査業務及び所管官庁が行う法人監査に立ち会う場合の、役員への報酬は日額 30,000 円以内とする。

3 出席にかかわる交通費が、前項までに定めた金額より高くなる場合には、その差額を実費で支払うことができる。

4 役員の報酬額の総額は、理事については年間 150 万円以内、監事については年間 75 万円以内とする。

（退職（退任）功労金の支給）

第5条 退職（退任）功労金の支給は、役員等が退職・退任（死亡を含む）した時、理事会の承認を得て退職・退任（不祥事等による解任は除く）にあつては本人に支給。死亡にあつては配偶者へ支給することとする。

（退職（退任）功労金の支給対象者）

第6条 1 週 20 時間を超え、かつ 5 年以上継続して法人運営（施設管理等）に従事したもの。

2 理事又は評議員、監事を 10 年以上勤めたもの。

（退職（退任）功労金支給額）

第7条 第 6 条第 1 項に定める役員への支給額は、理事会の議決により決定する。

2 第 6 条第 2 項に定める役員にあつては、1 年 20,000 円以内とする。

3 前 1・2 項の退職（退任）功労金の支給額は、功労を考慮し決定する。

4 役員が在任中の死亡により退職又は退任した時は、第6条の規程にかかわらず第7条1項・2項・3項の規程を準用する。

(費用弁償)

第8条 役員が研修等に出席する場合、法人の旅費規程に準じて旅費等を支給する。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

この改正規程は、平成23年8月7日より施行する。

この改正規程は、平成29年6月18日より施行する。

この改正規程は、令和2年4月1日より施行する。